

令和7年6月定例市議会

提案理由説明書

佐世保市

ただいま上程されました各議案の提案理由の説明に入ります前に、今回の補正予算の概要について説明申し上げます。

今回の補正予算は、一般会計において、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」として、令和6年12月17日に成立した国の令和6年度補正予算（第1号）を受けて実施する「物価高の克服」のための事業として、私立保育所等における給食費の値上げ抑制による子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、食材費の価格上昇相当分に係る経費の支援を行う私立保育所等運営費など合わせて3,347万円を計上いたしております。

また、国・県の決定を受けて実施する事業として、前畑地区岸壁の補修工事を行う港湾施設改良事業費など1億1,543万円を計上いたしております。

そのほか、国において創設された「空調設備整備臨時特例交付金」の活用を見据え、避難所に指定された学校施設（屋内運動場）への空調設備整備に係る調査設計等を行う小中学校施設整備事業費や、令和7年度の労務単価改定に伴い、清掃業務などの予算額を増額する庁舎管理経費等を計上するとともに、敬老会助成金の経過措置を設けるための敬老事業費など6,116万円を計上し、一般会計の合計で2億1,006万円を計上いたしております。

特別会計においては、国民健康保険事業において、法改正に伴い、高額療養費制度に係る所得区分の基準が一部見直されることに伴う、国民健康保険システムの改修経費77万円を計上したほか、港湾整備事業において、一般会計と同様に、令和7年度の労務単価改定に係る補正として、鯨瀬ターミナルビル管理事業費など139万円を計上いたしております。

また、企業会計においては、下水道事業において、国の「下水道管路の全国特別重点調査要請」を受け実施する、下水道管路調査業務に係る補正として1,996万円を計上し、全会計合わせて2億3,218万円を計上いたしております。

それでは、各議案につきまして提案理由を説明申し上げます。

第63号議案 令和7年度佐世保市一般会計補正予算（第2号）

今回の補正予算は、2億1,006万円でございます。この結果、予算の総額は、1,313億5,013万円と相成っております。

議会費でございますが、議会費におきまして、議会一般管理経費など168万円を計上いたしております。

民生費でございますが、社会福祉費におきまして、敬老事業費1,048万円を計上するとともに、児童福祉費におきまして、私立保育所等運営費など2,458万円を計上し、生活保護費におきまして、生活保護電算システム改修事業費84万円を計上いたしております。

衛生費でございますが、下水道費におきまして、下水道事業会計繰出金 8 万円を計上いたしております。

農林水産業費でございますが、水産業費におきまして、養殖業育成事業費 2 9 8 万円を減額計上いたしております。

土木費でございますが、河川費におきまして、国の「下水道管路の全国特別重点調査要請」を受け実施する予防保全型事業費 2, 1 7 1 万円を計上いたしております。

港湾費でございますが、港湾建設費におきまして、前畑地区岸壁等の港湾施設改良費など 9, 8 3 8 万円を計上いたしております。

教育費でございますが、教育総務費におきまして、私立幼稚園等運営費など 9 6 3 万円を計上し、小学校費におきまして、小学校施設整備事業費 2, 0 1 7 万円を計上し、中学校費におきまして、中学校施設整備事業費 5 0 4 万円を計上いたしております。

また、清掃業務などの労務単価改定に係る補正として、合わせて 2, 0 4 5 万円をそれぞれ関係各費目に計上いたしております。

これらの経費を賄う財源といたしまして、

国庫支出金 3, 2 5 2 万円

県支出金 5 0 万円

市債 1 億 4 1 0 万円

諸収入 1, 9 9 6 万円

繰越金 6, 7 4 8 万円

をそれぞれ計上し、

分担金及び負担金 2 0 万円

繰入金 1, 4 3 0 万円

を減額計上いたしております。

なお、地方債の補正につきましても、所定の様式によりご審議願うものでございます。

第 6 4 号議案 令和 7 年度佐世保市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

今回の補正予算は、法改正に伴い、高額療養費制度に係る所得区分の基準が一部見直されることに伴う、国民健康保険システムの改修経費として、一般管理事業費 7 7 万円を計上するものでございます。

第 6 5 号議案 令和 7 年度佐世保市港湾整備事業特別会計補正予算（第 1 号）

今回の補正予算は、清掃業務などの労務単価改定に係る補正として、鯨瀬ターミナルビル管理事業費など 1 3 9 万円を計上するものでございます。

第 6 6 号議案 令和 7 年度佐世保市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

今回の補正予算は、国の「下水道管路の全国特別重点調査要請」を受け実施する下水道管路調査業務に係る補正として、下水道事業費 1, 9 9 6 万円を計上するものでございます。

第 6 7 号議案 佐世保市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正の件

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、仕事と育児の両立支援制度の利用に係る職員の意向確認等に関する規定を定めるものでございます。

第 6 8 号議案 佐世保市職員の育児休業等に関する条例の一部改正の件

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、部分休業の新たな取得方法を追加するほか所要の改正を行うものでございます。

第 6 9 号議案 佐世保市税条例の一部改正の件

地方税法の一部改正等に伴い、加熱式たばこに係る市たばこ税の課税方式を見直すとともに、市民税の申告対象者に係る規定を改めるほか所要の改正を行うものでございます。

第 7 0 号議案 佐世保市上下水道事業経営検討委員会条例の一部改正の件

委員会の所掌事務を明確にするため、条文中の文言整理を行うものでございます。

第 7 1 号議案 佐世保市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正の件

公共下水道西部処理区における事業計画の変更に伴い、下水道事業の処理区域を改めるほか所要の改正を行うものでございます。

第 7 2 号議案 佐世保市心身障害者福祉センター条例の一部改正の件

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、条文中の引用条項を整理するものでございます。

第 7 3 号議案 佐世保市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正の件

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十六条の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、地域経済牽引事業計画に基

づく固定資産税の課税免除に係る施設の設置期限を改めるものでございます。

第74号議案 市道の認定の件

道路法第8条第2項の規定により、東浜町1号線ほか2路線を認定するものでございます。

第4号報告 令和6年度佐世保市競輪事業特別会計予算の弾力条項適用報告の件

車券売上金が見込みより増加し、これに伴う払戻金に不足が生じることから、弾力条項を適用したため、地方自治法第218条第4項の規定により報告するものでございます。

第5号報告 令和6年度佐世保市一般会計継続費繰越計算書報告の件

第6号報告 令和6年度佐世保市住宅事業特別会計継続費繰越計算書報告の件

第7号報告 令和6年度佐世保市競輪事業特別会計継続費繰越計算書報告の件

第8号報告 令和6年度佐世保市港湾整備事業特別会計継続費繰越計算書報告の件

以上4件につきましては、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものでございます。

第9号報告 令和6年度佐世保市一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件

第10号報告 令和6年度佐世保市港湾整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告の件

以上2件につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

第11号報告 令和6年度佐世保市一般会計事故繰越し繰越計算書報告の件

地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告するものでございます。

第12号報告 令和6年度佐世保市水道事業会計予算繰越計算書報告の件

第13号報告 令和6年度佐世保市下水道事業会計予算繰越計算書報告の件

以上2件につきましては、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものでございます。

第14号報告 佐世保市税条例の一部を改正する条例に係る市長専決処分報告の件

地方税法の一部改正に伴い、軽自動車税の二輪車に係る車両区分の見直しに関する規定の改正について、地方自治法第179条の規定により専決処分いたしましたので報告し、その承認をお願いするものでございます。

第15号報告 佐世保市国民健康保険条例の一部を改正する条例に係る市長専決

処分報告の件

地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額及び軽減措置に関する規定の改正について、地方自治法第179条の規定により専決処分いたしましたので報告し、その承認をお願いするものでございます。

第16号報告 工事請負契約（変更契約）締結、建物明渡等請求訴訟等の提起及び損害賠償の額の決定に係る市長専決処分報告の件

契約金額等に係る工事請負契約の変更契約の締結、市営住宅使用料滞納者に対する建物明渡等請求訴訟等の提起及び公用車事故等に係る損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条の規定により専決処分いたしましたので、報告するものでございます。

以上、何とぞよろしくご審議のうえ、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

引き続きまして、お許しをいただき、3月定例会から今日までの市政の重要事項について、ご報告申し上げます。

【地域との共創による地域公共交通確保の取組について】

本年度における本市の取組として、補助事業の申請をしておりました、国土交通省の『「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト』において、黒島の公共ライドシェア導入に向けた実証運行を行う『「交通空白」解消緊急対策事業』並びに、地域交通を軸とした「共創」に主体的に取り組む人材の育成を行う『モビリティ人材育成事業』の2つの事業が採択されました。

これらの事業を通じ、交通空白に係る具体的かつ、現実的な手法の確立、また、モビリティ人材育成事業においては、市民の皆様には交通環境の現状等についてご理解をいただき、各地域単位で具体的な検討を進めていくことができる体制の構築を図ってまいります。

公共交通事業者や地域の皆様、関係者の皆様とともに持続可能な公共交通ネットワークの構築に取り組んでまいりますので、議会をはじめ市民の皆様のご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

【台湾、シンガポール、中国へのトップセールスについて】

5月5日から10日までの6日間にわたり、台湾の台北市、シンガポール、中国の上海市を訪問いたしました。

近年、佐世保港に寄港するクルーズ客船の発着地として増加傾向にある台湾におきましては、台北市の主要な大手旅行社10社を機動的に訪問し、セールスや意見交換を行ったほか、台湾観光局にも訪問し、最新の訪日旅行の動向等について意見交換を行い、台湾市場におけるクルーズ客船による訪日旅行のニーズや今後の戦略等について情報提供いただきました。

また、シンガポールにおきましては、国際クルーズ拠点のパートナーであるカー

ニバル・コーポレーションの支社であるカーニバル・アジアを訪問し、ポール・ジョン副社長と面談を行い、浦頭地区の現状などを交えながら、今後の展望について意見交換を行いました。

さらに、中国におきましては、上海市に拠点を構えるクルーズ船社4社を訪問し、佐世保港への寄港に対する御礼とともに、今後の更なる寄港に向けた情報交換を行いました。

今回の訪問をきっかけとして、東アジア地域からの更なるクルーズ客船の誘致促進に努めるとともに、船社や旅行社のニーズを的確に捉えることで、本市を中心とした経済効果を高める取組に繋げていけるよう、より一層注力してまいります。

以上、市政の重要事項について報告申し上げましたが、今後とも、市政全般にわたり、議員各位からご意見、ご提案を賜りながら市政を推進してまいりたいと存じますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。